

福井市告示第 2 0 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の区域内の字を廃止したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、区域内の字の廃止の効力は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項後段の規定による福井都市計画事業市場周辺土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域の字を廃止する。

町	字	地 番
寺前町	3 0 字 小向	1 0 1 1 の 1 1 1 の 2 1 2 1 3 の一部 2 0 の 2 の一部 2 2 の一部
堂島町	2 2 字 芝原	1 から 4 まで 5 の 1 5 の 2 6 7 の 1 7 の 2 8 の 1 8 の 2 9 1 0 の 1 から 1 0 の 3 まで 1 1 1 2 1 3 の 2 1 4 の一部 1 6 の一部 1 7 の 2 1 9 の 2 2 0 2 1 2 2 の 一部
	2 4 字 横堰	1 3 の 2 の一部 1 4 の 3 の一部 1 4 の 4 の一部 1 5 の 2 の一部 1 6 の一 部 1 7 の 2 の一部 1 8 の 2 の一部 1 9 の 2 2 0 の 2 の一部 6 3 の一部 6 4 の 3 の一部 6 5 の 3

これらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部